

令和2年7月豪雨に係る転入学の特別措置に関するQ & A

問1 令和2年7月豪雨に係る転入学の特別措置とはどのようなものですか。

回答 この度の令和2年7月豪雨では、広域にわたり甚大な被害がありました。どのような状況であろうと、子どもたちの学ぶ権利を保障していく見地から、高知県立高等学校においても、被災地域の生徒の転入学について、柔軟に受入れを進めていこうとするものです。

問2 高知県の県立高等学校のことをよく知りませんが、転入先の高等学校はどうなりますか。

回答 今回の転入学の特別措置は、一時的な転入学であると考えていますので、転入先の高等学校については、転入学を希望している生徒と面談のうえ、高知県教育委員会が決定します。

問3 在籍していた高等学校に戻ることはできますか。

回答 転入学の手続きは必要になりますが、地元の高等学校に戻ることはできます。今回の転入学は特別措置であり、一時的な転入学であると考えていますので、地元に戻ることができるようになりましたら、その時に在籍する高等学校に相談してください。

問4 転入学の特別措置で高知県立高等学校へ転入学するためには、どのような手続きが必要ですか。

回答 転入学を希望する方が、高知県教育委員会に転入学願書を提出するだけです。面接の日時や場所については、出願された方に高知県教育委員会から直接連絡し、調整します。

なお、転入学願書は、令和2年7月豪雨に係る転入学の特別措置の実施要項として、高知県教育委員会事務局高等学校課のホームページに掲載しています。

問5 転入学をするに当たって試験はありますか。

回答 今回の転入学の特別措置は、被災地域の生徒の就学機会を確保するための措置ですので、一般的な転入学で行われる転入学試験は実施せず、柔軟に対応したいと考えています。

問6 一家転住でなければ、転入学することができませんか。

回答 一家転住でなくても、転入学することができます。今回の転入学は特別措置ですので、祖父母や親せきの方など、高知県在住の方が保証人となれば、転入学することができます。

また、保証人になってくれる方が高知県にいない場合には、高等学校課に相談してください。

問7 入学手数料や入学金について、補助制度はありますか。

回答 入学手数料と入学金については、免除します。

問8 一時的な転入学に対して、教科書や教材の補助制度はありますか。

回答 教科書につきましては、現在、高等学校が保有する教科書等の活用も含めて、その対応を検討していきます。

また、奨学金等の活用も考えられますので、高等学校課に相談してください。